

地籍調査成果の証明等に関する事務取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、大津市が実施した地籍調査の地域において、証明等の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

第2 この要領で取扱う事務の範囲は、国土調査法（昭和26年法律180号）第2条第5項に規定する地籍調査で次の各号に規定するものとする。

（1）地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第3条に規定する調査（以下「一筆地調査」という。）

（2）国土交通省土地・水資源局国土調査課通知「都市再生地籍調査事業実施要領」（平成14年4月1日付け国土国第638号）第一①に規定する、官民及び官官境界の一部又は全部の筆界点の調査及び測量のみを実施する調査（以下「官民境界等先行調査」という。）

第1章 一筆地調査

（一筆地調査成果原本証明書の交付）

第3 申請者は、成果原本証明書の交付を求めるときは、次の各号に掲げる書類が添付された地籍調査成果原本証明交付申請書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

（1）申請者の印鑑登録証明書

（2）位置図

（3）14条地図

（4）申請地の全部事項証明書

（5）その他市長が必要と認めた書類

2 申請地の土地所有者が法人の場合は、前項第1号の印鑑登録証明書のほか、代表者事項証明書も併せて添付するものとする。

3 申請者からの求めがあれば、印鑑登録証明書、全部事項証明書及び代表者事項証明書は還付できるものとする。この場合において、申請者はそれぞれの書類の写しを提出するものとする。

4 申請者は、申請地の土地所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

（1）申請地の土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産しているときは、清算人又は破産管財人とする。

（2）土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、やむを得ない場合には、相続人のうち1名でも申請することができるものとする。

（3）申請地の土地所有者が共有の場合は、共有者全員とする。ただし、共有者のうち1名でも申請することができるものとする。

- (4) 申請地の土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名の上、法定代理人が併記押印して申請する。
- (5) 申請地が信託財産の場合は、信託原簿の写しを添付した上で、委託者及び受託者両者の連名申請とする。
- (6) 申請地に、所有権移転仮登記の記載がある場合は、権利者の同意を求めるものとする。
- (7) 公共事業施行のため地籍調査成果原本証明書を必要とする場合は、前各号の規定にかかわらず、施行主体の官公署が申請者となることができるものとする。ただし、本市が施行主体となる場合は、その公共事業を担当する所属長が申請者となることができるものとする。

5 市長は、前項規定の申請書を受理したときは、成果原本証明書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。ただし、成果原本証明ができる書類は次のとおりとする。

- (1) 地籍図
- (2) 筆界点番号図
- (3) 地籍簿
- (4) 一筆地調査図

6 証明書の交付手数料については、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の規定によるものとする。

（地籍調査成果の写しの交付）

第4 申請者は、地籍調査成果の写しの交付を求めるときは、地籍調査成果写し交付申請書（大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の様式第3号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項規定の申請書を受理したときは、地籍調査成果写しを申請者に交付するものとする。ただし、成果写しとして交付できる書類は次のとおりとする。

- (1) 地籍図
- (2) 筆界点番号図
- (3) 地籍簿
- (4) 一筆地調査図
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 成果写しの交付手数料については、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の規定によるものとする。

4 交付する成果写しは、大津市情報公開条例第7条（平成14年条例第4号）各号に掲げる情報に該当するものを削除したものとする。

第2章 官民境界等先行調査

(官民境界等先行調査成果証明の交付)

第5 申請者は、官民境界等先行調査成果証明書の交付を求めるときは、次の各号に掲げる書類が添付された官民境界等先行調査成果証明交付申請書（様式第2号）を市長へ提出するものとする。ただし、官民境界等先行調査については、国土調査法上、境界線の確認にとどまり、民法上の和解協議として合意契約を行ったものではないため、官民境界等先行調査成果の証明申請時に、印鑑登録証明書を添付した上で、本調査にて確認した境界線に異議がない場合に、確認を行った境界線にて民法上の和解契約をしたとみなし、証明書を交付するものとする。

- (1) 申請者の印鑑登録証明書
 - (2) 位置図
 - (3) 地図又は地図に準ずる図面（公図）
 - (4) 申請地の全部事項証明書
 - (5) その他市長が必要と認めた書類
- 2 地図又は地図に準ずる図面（公図）と現況に相違がある場合及び境界線確認時において書類の不備があった場合は証明書の交付ができないものとする。ただし、官民境界等先行調査以後、公図訂正及び不備書類の提出があったときはこの限りではない。
- 3 申請地の土地所有者が法人の場合は、前項第1号の印鑑登録証明書のほか、代表者事項証明書も併せて添付するものとする。
- 4 印鑑登録証明書及び代表者事項証明書については、第1項規定の交付条件により還付できないものとする。
- 5 申請者は、第3第4項の規定によるものとする。
- 6 市長は、第1項規定の申請書を受理したときは、電磁的記録で保存された成果データを紙に出力した官民境界等先行調査成果証明書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。
- 7 証明する事務の範囲は、次の各号に規定するものとする。
- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路の用に供される土地と隣接する土地との境界
 - (2) 大津市法定外道路及び普通河川等に関する条例（平成16年条例第59号）に規定する法定外道路及び同条例に規定する普通河川等と隣接する土地との境界
 - (3) 大津市が認定した道路法の適用を受ける道路の範囲の確認
 - (4) その他の所管する市有地と隣接する土地との境界
- 8 証明書の交付手数料については、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の規定によるものとする。
- (官民境界等先行調査成果の資料の交付)
- 第6 申請者は、先行調査成果を閲覧し、写しの交付を求めるときは、地籍調査成果写し

交付申請書（大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の様式第3号）を市長へ提出するものとする。

- 2 市長は、前項規定の申請書を受理したときは、電磁的記録で保存された成果データを紙に出力した資料を申請者に交付するものとする。
- 3 資料の交付手数料については、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の規定によるものとする。
- 4 交付する資料は、大津市情報公開条例第7条（平成14年条例第4号）各号掲げる情報に該当するものを削除したものとする。

（その他）

第7 この規定に定めるもののほか、市長が別途必要とする地籍調査成果の証明等に関する事項は、別に定めるものとする。

附 則 本要領は、平成28年7月1日から施行する。

地籍調査成果の証明等に関する事務取扱要領（平成26年4月）は廃止する。